

柴田町から転出される方へ

新しい住所地に住み始めた日から14日以内に、次のものを添えて転入の手続きをしてください。

1. 転出証明書 2. 届出人の印鑑 3. 本人確認資料（運転免許証、健康保険証等） 4. マイナンバーカードまたは住民基本台帳カード（お持ちの方のみ）

※代理人が手続きをする際は、委任状と代理人の本人確認書類が必要となる場合があります。

＜注意＞ 虚偽の届出又は正当な理由なく届出をしないものには、50,000円以下の過料に科せられることがありますのでご注意ください(住民基本台帳法第52条)

	柴田町での手続き	担当窓口	新住所地での手続き		柴田町での手続き	担当窓口	新住所地での手続き
印鑑登録	転出予定日に自動的に廃止されます。 ※転出予定期間に内に印鑑登録証明書が必要な場合は、転出証明書と印鑑登録証を必ず持参してください。			必要な方は、新たに印鑑登録申請をしてください。	介護保険	「介護保険資格喪失届」を提出し、「被保険者証」をお返しください。	
住民基本台帳カード	「カード」の返却は必要ありません。	市民環境課 市民窓口班 1階①窓口		継続利用の申請をしてください。 ※転入後、後日申請することも可能ですが、90日を経過すると継続利用ができなくなります。	障害福祉サービス受給者証 通所受給者証 障害者医療費受給者証	「返還（返納）届出書」を提出し、「受給者証」をお返しください。	改めて手続きをしてください。
マイナンバーカード					障害者手帳 療育手帳 自立支援医療費受給者証	届出の必要はありません。	新たに認定請求の手続きをしてください。
電子証明書	署名用電子証明書は転出予定日に自動的に失効します。			必要な方は、署名用電子証明書の新規発行申請をしてください。	特別障害者・障害児福祉手当		住所変更等の手続きをしてください。
国民健康保険	「被保険者証」をお返しください。 ※転出日以降は、柴田町国保の資格を喪失します。誤って柴田町の被保険者証を使用した場合、後日、保険者負担を返還いただくようになりますので、ご注意ください。			加入の手続きが必要です。 転出証明書に国民健康保険「有」と記載あれば添付書類は不要です。 転出後に国民健康保険に加入する場合、健康保険資格喪失連絡票（証明書）が必要となります。	児童手当	「消滅届」を提出してください。	新たに認定請求の手続きが必要になりますので、新住所地の窓口でご確認ください。
後期高齢者医療	「被保険者証」をお返しください。 ※転出先での手続きに「負担区分証明書」が必要になりますので申請してください。			被保険者証の交付を受けてください。 手続きの際には「負担区分証明書」を提出ください。	(特別)児童扶養手当	「住所変更届」等を提出してください。	「住所変更届」等の手続きをしてください。
国民年金	○国内転出する方…手続きは不要です。 ○国外転出する方…転出後の加入の有無について届出が必要です。			年金を受給されている方で受取口座の変更を希望される場合は、届出が必要になります。	母子父子家庭医療費受給者証	「受給資格変更届」を提出し、「受給者証」をお返しください。	子ども家庭課 1階②窓口
新型コロナワクチン接種	「接種券」の返却は必要ありません。			現在お持ちの「接種券」を提出し、再発行手続きを行ってください。 「接種券」がない場合は、接種券発行手続きを窓口で確認してください。	幼児教育・保育の無償化	必要に応じて手続きを行います。	改めて申請の手続きをしてください。
軽自動車等の変更手続き	軽自動車税の対象になる車両を持っている方は、課税対象車両の異動手続きについてウラ面をご覧ください。	税務課 1階⑤窓口		新しい市区町村、裏面の関係機関等で異動手続きを行ってください。	子ども医療受給者証	「受給者証」をお返しください。(郵送でも結構です)	市町村によって制度が異なりますので、新住所地の窓口でご確認ください。
上下水道	上下水道の使用を止めるときは、「中止届」を提出してください。	水道お客様センター (庁舎別棟)		新たに使用開始の手続きをしてください。	町営住宅	必要に応じて手続きを行います。	都市建設課 2階⑥窓口
					公立小・中学校	必要に応じて、教育委員会で手続きを行います。	教育総務課 3階①窓口
							新住所地の窓口でご確認ください。

＜転出証明書を紛失したとき＞

本人確認資料をお持ちのうえ再交付の手続きをしてください。

＜転出証明書の内容が変更になったとき＞

そのまま新住所に提出して、変更事項を申出て転入の手続きをしてください。

＜転出を取消しするとき＞

転出証明書、本人確認資料をお持ちのうえ取消の手続きをしてください。